

原油価格高騰等に係る

農業者経営継続支援金交付事業 について

田上町では、原油価格や肥料・飼料価格等の高騰により影響を受けた農業者の事業継続を下支えすることを目的として、田上町の農業経営者に対して経営継続の支援金を交付します。

対象者の条件、支援金交付額などは以下のとおりです。

対 象 者

町内在住の農業経営者(個人、法人)で、令和4年度に次のいずれかの要件を満たす方

- ①田上町農業再生協議会より「令和4年産米における生産数量目安(参考)及び作付面積目安について」の通知を受けた方で、米の出荷販売を行っている方
- ②施設園芸を営み、当該施設で生産した野菜等の出荷販売を行っている方
- ③果樹の栽培を行い、出荷販売を行っている方、
- ④畜産を営んでいる方

支援金交付額

支援金は次の①から④の合計額(上限 20 万円)

- ①「作付面積目安」に記載された面積に対して 10aあたり 1,000 円
- ②対象となる園芸施設の面積に対して 10aあたり 7,000 円
- ③対象となる樹園地の面積に対して 10aあたり 3,000 円
- ④飼育している家畜数に対して以下の単価
酪農 76,000 円 養豚 2,000 円 養鶏 300 円

手 続 き

- (1) 田上町農業再生協議会が交付事務を行う為、協議会宛の農業者経営継続支援金交付に係る委任状兼支援金交付申請書(様式第1号)に、必要事項を記入したうえで、次の資料を添付してご提出願います。
 - ・米を JA 以外に出荷契約・販売している方は、令和4年産米の出荷販売書類等の写し
 - ・園芸施設で生産した野菜又は果樹を出荷販売している方は、販売伝票、請求書の控え、領収書等のいずれかの写し
- (2) 様式第1号は 11 月 22 日(火)までに各集落の農家組合長、又はJAにいがた南蒲田上支店、役場産業振興課農林係のいずれかに提出してください。
- (3) 対象者の方には、支援金交付額及び振込日等が決まり次第、決定通知書を送付します。

【問い合わせ先】 〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田 3070
田上町農業再生協議会 事務局 産業振興課 内
☎ 5 7 - 6 2 2 5